

■ 図画工作 ■

I 新学習指導要領の趣旨及び改善事項

1 改訂の趣旨

- 図画工作科，美術科，芸術科(美術，工芸)においては，創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し，表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること，生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心を持って，生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等に重点を置いて，その充実を図ってきたところである。
- 一方で，感性や想像力等を豊かに働かせて，思考・判断し，表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成することや，生活を美しく豊かにする造形や美術の働き，美術文化についての実感的な理解を深め，生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等については，更なる充実が求められるところである。

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

① 【図画工作科における見方・考え方】

「造形的な見方・考え方」…感性や想像力を働かせ，対象や事象を，形や色などの造形的な視点で捉え，自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと。

② 目標の改善

ア 教科の目標

- ・生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。
- ・育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。
- ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。
- ・育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け，図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

イ 学年の目標

- ・育成を目指す資質・能力を，「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の三つの柱で整理して示す。

(2) 指導内容の改善

ア 表現領域の改善

- ・「A表現」の内容を「(1)表現の活動を通して，発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」，「(2)表現の活動を通して，技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」とし，「思考力，判断力，表現力等」と「技能」の観点から整理して示す。その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体，工作に表す活動」の指導事項の違いを明確に示し，それぞれの活動を通して，「思考力，判断力，表現力等」や「技能」を身に付けることができるようにする。

イ 鑑賞領域の改善

- ・「B鑑賞」を「(1)鑑賞の活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。」として，「思考力，判断力，表現力等」の観点から整理して示す。

- ・第5学年及び第6学年の鑑賞の対象に「生活の中の造形」を位置付け、生活を楽しく豊かにする形や色などについての学習を深めることができるようにする。

ウ 【共通事項】の改善

- ・表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕を、「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理して示す。
- ・〔共通事項〕(1)「ア自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」などを、「知識」として位置付ける。
- ・〔共通事項〕(1)「イ形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」などを、「思考力、判断力、表現力等」として位置付ける。

エ 「知識」についての配慮事項の明示

- ・内容の取扱いに、〔共通事項〕(1)アの指導に当たっての配慮事項を示す。

3 具体的な改善事項 (別紙)

II 移行措置

1 移行期間中の特例

- 平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領の第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

2 移行措置の解説

(1) 移行措置の内容

- ・全部又は一部について新学習指導要領によることができることとした。

(2) 授業時数

- ・変更なし。

(3) 移行期間中における学習評価の取扱い

- ・移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

(4) 指導計画作成上の留意事項

- ・目標及び内容を2学年でまとめて示している教科については、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

3 具体的な改善事項

学習指導要領の記述（抜粋）	解説と補足
<p>I 改訂の趣旨と要点 ※ 本手引きの前書き部分及び「小学校学習指導要領解説 図画工作編」の「2 図画工作科改訂の趣旨及び要点」参照</p> <p>II 目標及び内容 1 教科の目標 第1 目標 表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表しなどを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。</p>	<p>【目標の前文】 ■表現及び鑑賞の活動 ・図画工作科の学習活動のことであり、児童が活動を通して学ぶ教科であることを示している。 ・図画工作科の学習は、児童が感じたことや想像したことなどを造形的に表す表現と、作品などからそのよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深める鑑賞の二つの活動によって行われる。 ・表現と鑑賞はそれぞれに独立して働くものではなく、互いに働きかけたり働きかけられたりしながら一体的に補い合って高まっていく活動である。</p> <p>【新設】 ■造形的な見方・考え方 ・図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である。 ・「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」である。</p> <p>■生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力 ・児童がつくりだす形や色、作品などや、家庭、地域、社会で出会う形や色、作品、造形、美術などと豊かに関わる資質・能力を示している。</p> <p>■教科の目標(1) ・「知識及び技能」について示している。 ・前半部分は「知識」に関するものである。 ・後半部分は「技能」に関するものである。</p> <p>■対象や事象を捉える造形的な視点 ・材料や作品、出来事などを、形や色などの視点で捉える際の視点である。 ・具体的には、[共通事項]ア「形や色など(低学年)」、「形や色などの感じ(中学年)」、「形や色などの造形的な特徴(高学年)」などのことである。</p> <p>■知識のとらえ ・形や色などの名前を覚えるような知識のみを示すのではない。 ・児童一人一人が、自分の感覚や行為を通して理解し、造形的な視点である「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」などが、活用できる「知識」として習得されたり、新たな学習の過程を経験することで更新されたりしていくものである。</p>

(2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

■教科の目標(2)

- ・「思考力、判断力、表現力等」について示している。
- 図画工作科において育成する「思考力、判断力、表現力等」
- ・主に「A 表現」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」と、「B 鑑賞」を通して育成する「思考力、判断力、表現力等」とで構成される。

(3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

■教科の目標(3)

- ・「学びに向かう力、人間性等」について示している。
- ・教科の目標(1)及び(2)に関する資質・能力をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。
- 豊かな情操を培う
- ・図画工作科の目指す姿を示している。
- ・情操とは、美しいものや優れたものに接して感動する、情感豊かな心をつくり、情緒などに比べて更に複雑な感情を指すものとされている。

■教科の目標(1), (2), (3)の関連

- ・(1), (2), (3)が相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。
- ・必ずしも、別々に分けて育成したり、「知識及び技能」を習得してから「思考力、判断力、表現力等」を身に付けるといった順序性をもって育成したりするものではないことに留意する。
- ・(1), (2), (3)のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示している。
- ・創造性を重視する図画工作科の特質を踏まえ、一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自身が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を大切にしている。

2 各学年の目標及び内容

1 目標

[第1学年及び第2学年]

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付くとともに、手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

(2) 造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考え、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。

(3) 楽しく表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しい生活を創造しようとする態度を養う。

[第3学年及び第4学年]

(1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かるとともに、手や体全

■学年の目標の構成

- ・学年の目標は、教科の目標の(1), (2), (3)に対応して整理している。
- (1)は「知識及び技能」。
- (2)は「思考力、判断力、表現力等」。
- (3)は「学びに向かう力、人間性等」。
- ・学校や児童の実態などに応じ、弾力的な指導を重視し、第1学年及び第2学年(低学年)、第3学年及び第4学年(中学年)、第5学年及び第6学年(高学年)の2学年ごとにまとめて示している。
- ・各学年においては、2学年間を見通し、学年間の関連を図る。

体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。

- (2) 造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考え、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
- (3) 進んで表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

〔第5学年及び第6学年〕

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) 主体的に表現したり鑑賞したりする活動に取り組み、つくりだす喜びを味わうとともに、形や色などに関わり楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養う。

2 内容

〔第1学年及び第2学年〕

A 表現

- (1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に造形的な活動を思い付くことや、感覚や気持ちを生かしながら、どのように活動するかについて考えること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したことから、表したいことを見付けることや、好きな形や色を選んだり、いろいろな形や色を考えたりしながら、どのように表すかについて考えること。
- (2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 造形遊びをする活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、並べたり、つないだり、積んだりするなど手や体全体の感覚などを働かせ、活動を工夫してつくること。
 - イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、身近で扱いやすい材料や用具に十分に慣れるとともに、手や体全体の感覚などを働かせ、表したいことを基に表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

- (1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

■学年の目標の(1)、(2)、(3)とA表現、B鑑賞及び〔共通事項〕との関連

- ・(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、「知識」は〔共通事項〕(1)ア、「技能」は「A表現」(2)ア、イに対応している。
- ・(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、「A表現」(1)ア、イ、「B鑑賞」(1)ア、〔共通事項〕(1)イに対応している。
- ・(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標である。
- ・(1)と(2)の目標は互いに働き合うものである。
- ・(3)の目標は、(1)と(2)の目標のそれぞれに関連するものである。

■各学年の目標の系統性

- ・学年の目標では、(1)と(3)に関しては全ての学年に「創造」を位置付けている。
- ・(2)に関しては高学年にのみ「創造」を位置付け、低学年では「楽しく発想や構想をし」、中学年では「豊かに発想や構想をし」とし、高学年での「創造的に発想や構想をし」につながるようにしている。

■内容の構成

- ・内容は「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕で構成している。
- ・今回の改訂では、「A表現」、「B鑑賞」及び〔共通事項〕とも、三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、構成している。

■内容の構成の改善

平成20年告示	
「A表現」(1) 造形遊び	ア 発想や構想の能力と活動概要 イ 発想や構想の能力と活動方法 ウ 創造的な技能
「A表現」(2) 絵や立体、 工作	ア 発想や構想の能力と活動概要 イ 発想や構想の能力と活動方法 ウ 創造的な技能
「B鑑賞」(1) 鑑賞	ア 鑑賞の能力と活動概要 イ 鑑賞の能力と活動方法
〔共通事項〕(1)	ア 形や色などに関する事項 イ イメージに関する事項

(次頁に続く)

ア 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な材料などの造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付くこと。

イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。

[第3学年及び第4学年]

A 表現

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、身近な材料や場所などを基に造形的な活動を思い付くことや、新しい形や色などを思い付きながら、どのように活動するかについて考えること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けることや、表したいことや用途などを考え、形や色、材料などを生かしながら、どのように表すかについて考えること。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 造形遊びをする活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどして、手や体全体を十分に働かせ、活動を工夫してつくること。

イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、材料や用具を適切に扱うとともに、前学年までの材料や用具についての経験を生かし、手や体全体を十分に働かせ、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品や身近な美術作品、製作の過程などの造形的なよさや面白さ、表したいこと、いろいろな表し方などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を広げること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの感じが分かること。

イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。

[第5学年及び第6学年]

平成29年告示	
「A表現」(1) 発想や構想	ア 造形遊びで育成する 「思考力, 判断力, 表現力等」 イ 絵や立体, 工作で育成する 「思考力, 判断力, 表現力等」
「A表現」(2) 技能	ア 造形遊びで育成する 「技能」 イ 絵や立体, 工作で育成する 「技能」
「B鑑賞」(1) 鑑賞	ア 鑑賞で育成する 「思考力, 判断力, 表現力等」
〔共通事項〕(1)	ア 「知識」 イ 「思考力, 判断力, 表現力等」

■ 「造形遊びをする活動」における指導事項

「A表現」(1)	ア	「思考力, 判断力, 表現力等」
(2)	ア	「技能」
〔共通事項〕(1)	ア	「知識」
	イ	「思考力, 判断力, 表現力等」

[低学年] 身の回りの材料の形や色などを基に

[中学年] 身近な材料や場所などを基に

[高学年] 材料, 場所や空間, 周囲の様子を基に

- ・児童がつくる過程を楽しむ中で「つくり, つくりかえ, つくる」という学びの過程を経験している。
- ・「つくり, つくりかえ, つくる」という学びの過程は広く捉えれば図画工作科の学びそのものであり, 「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」のみならず「学びに向かう力, 人間性等」にも深く関わることである。

■ 「絵や立体, 工作に表す活動」における指導事項

「A表現」(1)	イ	「思考力, 判断力, 表現力等」
(2)	イ	「技能」
〔共通事項〕(1)	ア	「知識」
	イ	「思考力, 判断力, 表現力等」

[低学年] 感じたことや想像したことから

[中学年] 客観性や他者意識の芽生えに配慮

見たことや用途, 形や色, 材料などを生かして

[高学年] 社会的な広がり

どのように主題を表すか

- ・「絵や立体」とは, 絵の具などで平面に表したり, 粘土などで立体に表したりすることであり, ともに自分の感じたことや思ったことなどを表すという点で共通している。

- ・「工作」とは, 意図や用途がある程度明確で, 生活を楽しくしたり伝え合ったりするものなどを表すことである。

A 表現

(1) 表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 造形遊びをする活動を通して、材料や場所、空間などの特徴を基に造形的な活動を思い付くことや、構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながら、どのように活動するかについて考えること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けることや、形や色、材料の特徴、構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、どのように主題を表すかについて考えること。

(2) 表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 造形遊びをする活動を通して、活動に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具についての経験や技能を総合的に生かしたり、方法などを組み合わせたりするなどして、活動を工夫してつくること。
- イ 絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法に応じて材料や用具を活用するとともに、前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしたり、表現に適した方法などを組み合わせたりするなどして、表したいことに合わせて表し方を工夫して表すこと。

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、生活の中の造形などの造形的なよさや美しさ、表現の意図や特徴、表し方の変化などについて、感じ取ったり考えたりし、自分の見方や感じ方を深めること。

〔共通事項〕

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ア 自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解すること。
- イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。

Ⅲ 指導計画の作成と内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、

■「造形遊び」と「絵や立体、工作」の違い

- ・「造形遊び」は、材料や場所、空間などの特徴から造形的な活動を思い付いて活動するもの。
- ・「絵や立体、工作」は、表したいことを見付けて、それに必要な材料を選んで表すもの。
- ・結果として同じような作品になることも考えられるが、これらは、造形的な創造活動の過程が全く異なる。
- ・両方を学ぶことで、表現に関わる資質・能力がバランスよく育成されることになる。

■「鑑賞する活動」における指導事項

「B鑑賞」(1) ア	「思考力、判断力、表現力等」
〔共通事項〕(1)ア	「知識」
イ	「思考力、判断力、表現力等」

【低学年】 自分たちの身の回りの作品や材料など

【中学年】 身近にある美術作品や製作の過程など

【高学年】 我が国や諸外国の親しみのある美術など

- ・鑑賞が、自分の感覚や行為などに基づいた能動的な活動であることに配慮する必要がある。
- ・視覚だけでなく触覚や聴覚などの様々な感覚を働かせて鑑賞する、児童が造形活動の中で自然に自分や友人の作品などを見ることも鑑賞として捉えるなど、言語活動そのものを目的とした特定の型や方法に固執することなく、鑑賞活動を幅広く捉えることが大切である。

【新設】 ■主体的・対話的で深い学びの実現

- ・図画工作科の指導に当たっては、以下3点が偏りなく実現されるよう授業改善を行う。
 - ①「知識及び技能」の習得
 - ②「思考力、判断力、表現力等」の育成
 - ③「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- ・主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。以下、3つの視点から授業改善を行う。
 - ①主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面を設定する。
 - ②対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面を設定する。
 - ③学びの深まりをつくりだすために、児童が考える場面と教師が教える場面を設定する。

表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

(2) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

(3) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

(4) 第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。

(5) 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同して作りだす活動を取り上げるようにすること。

(6) 第2の各学年の内容の「B鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。

(7) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

(8) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(9) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

(2) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりを気付くようにすること。

■「A表現」(1)、(2)の関連と指導に相当する授業時数

- ・児童が手や体全体を働かせてものをつくる活動の機会が減少していると言われている。
- ・ものをつくる経験は、単に技術の習得という観点だけではなく、よさや美しさを大切にする気持ち、自発的に工夫や改善に取り組む態度の育成などの観点からも重要である。
- ・工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように指導計画を立てることの必要性を示している。
- ・工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものである。

【新設】 ■作品などの特質を踏まえた「B鑑賞」の指導

- ・自分たちの作品の鑑賞においては、自分が試みた形や色、表し方の工夫などを視点に自分の表現と結び付けると鑑賞しやすいという特質がある。
- ・美術作品の鑑賞においては、未知の世界を探るように見たり考えたりする傾向がある。
- ・特質を踏まえてとは、このように対象の特質に合わせた指導計画を作成することが必要であることを示している。
- ・「友人の作品の鑑賞を通して自分の作品のよさに気付く」、「美術作品から考えたことを言葉にまとめる」など鑑賞する対象の違いに応じて指導計画を作成する必要がある。

【新設】 ■障がいのある児童への指導

- ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- ・変化を見分けることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

【新設】 ■〔共通事項〕アとイとの関わり

- ・〔共通事項〕のアとイは、同時に働いたり関連して働いたりしながら活動が行われている。
- ・自分の感覚や行為によって、自分なりのイメージが生み出されることを、造形遊びや絵や立体、工作、鑑賞する活動を通して児童が気付くように指導し、アだけ、又はイだけを取り出して指導することがないようにする。

(3) [共通事項] のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

(4) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

(5) 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

(6) 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

ア 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

イ 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

ウ 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

(7) 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

(8) 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

(9) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等を育成する観点から、[共通事項] に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

(10) コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

(11) 創造することの価値に気付き、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造性を大切にすることを養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

【新設】 ■ [共通事項] アの指導

- ・[共通事項] の(1)アは、知識に関する指導事項であり、低学年では「自分の感覚や行為を通して、形や色などに気付く。」中学年では、「自分の感覚や行為を通し、形や色などの感じが分かる。」高学年では、「自分の感覚や行為を通して、形や色などの造形的な特徴を理解する。」と示している。

【新設】 ■ 児童の思いを大切にした指導

- ・「A表現」では、児童が自分の思いを大切にしながら、発想や構想をしたり、技能を働かせたりできるような指導の重要性を示している。
- ・活動の中で、児童が自分のよさや可能性を見いだすようにすること、それが、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度につながるということを示している。

【新設】 ■ 互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導

- ・一人一人の児童がよさや個性などを生かして活動できるようにし、友人の作品や活動、言動に関心をもつことができるような設定をすることが大切である。
- ・教師が日頃から一人一人の児童のよさや個性などを認め尊重することが重要である。

■ 版に表す経験や土を焼成して表す経験

- ・児童に多様な材料を体験させる観点から、版に表す経験や土を焼成して表す経験について示している。
- ・児童が工夫して楽しめる程度とは、児童の発達や実態を考慮した上で、児童一人一人が自分の関心のある表し方で表現を楽しみ工夫できる程度の内容を選択することを示している。

【新設】 ■ コンピュータ、カメラなどの情報機器の利用

- ・情報機器については、様々な活動に活用しながらも、実際にものに触れたり見たりすることが図画工作科の資質・能力の育成において重要である。
- ・学習のねらいに応じて必要性を十分に検討し利用することが大切である。

【新設】 ■ 創造性を大切にす態度

- ・一人一人の児童の創造性に着目しつつ、それ自体が文化や生活、社会そのものをつくりだす態度の育成につながるという視点を、指導のあらゆる場面で常にもつことが大切である。
- ・こうした継続的な指導が中学校美術科において美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるとともに、未来を創造していこうとする態度につながる。

3 造形活動で使用する材料や用具，活動場所については，安全な扱い方について指導する，事前に点検するなどして，事故防止に留意するものとする。

■安全指導

- ・様々な学習場面で児童が材料や用具を扱う機会をつくり，十分に慣れ親しむことができるようにすることが重要である。
- ・児童が経験したことのある材料や用具であっても，安全な扱い方について確認するとともに，児童の実態に合う材料や用具を扱うよう配慮することが大切である。

4 校内の適切な場所に作品を展示するなどし，平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。また，学校や地域の実態に応じて，校外に児童の作品を展示する機会を設けるなどするものとする。

■学校としての鑑賞の環境づくり

- ・展示は，児童の作品を通して学校と保護者や地域の連携を深める効果もある。
- ・地域の公共的な施設などに児童の作品を展示したり，そこで作品の説明をしたりすることで，児童の造形活動の意味や価値を広く伝えることができる。
- ・児童作品だけでなく，表現の過程を写真やビデオなどで記録したものを紹介したり，その場で造形遊びを公開したりなど，多様な方法がある。